



武発第292号  
武蔵村山市個人情報保護審議会

武蔵村山市個人情報保護条例第22条第2項の規定に基づき、下記の事項について  
諮問します。

令和4年5月12日

武蔵村山市長 山崎泰大

記



1 諒問件名

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し  
について

2 諒問の目的・趣旨

本市では、平成2年6月に、武蔵村山市個人情報保護条例を施行し、市が保有する全ての個人情報の取扱いの基本的事項を定め、市民の権利利益の保護に資するよう、各実施機関における個人情報の適切な収集、保管、利用等に努めてきた。

一方、国においては、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報の保護に関する国際的な制度調和等を図るため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の一部改正により、従来、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についての規律が対象ごとに分かれていたものを、個人情報保護法に一元化することとされた。

一部改正される個人情報保護法の地方公共団体に係る規定は令和5年4月1日に施行され、全国統一ルールの下、本市の個人情報保護制度も運用されていくことになるが、一部事項については、地域の実情に応じ各地方公共団体の条例で定め得るものとされているため、当該事項につき本市がどのように条例に定め、又は定めないのかを検討する必要がある。

このため、一部改正後の個人情報保護法による本市の個人情報保護制度の在り方について、専門的知見に基づく調査審議をいただきたく諮問するものである。

3 諒問事項

次のとおり



## 1 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について（法第60条第5項関係）

### 【趣旨】

改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）において、民間事業者に適用される規律として、思想、信条などの要配慮個人情報（センシティブ情報）について、本人同意のない収集の禁止や本人の事前同意を必要としない第三者提供の例外（いわゆるオプトアウト）からの除外といった制限が定められている。

現行の本市の個人情報保護条例においても、センシティブ情報の保有を原則として禁止している（第5条第2項）が、改正法では、行政機関等について、センシティブ情報の収集について特別の収集制限規定を設けていない。

この点について国の考え方は、「要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており（法第61条第1項）、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と実質的に同様となっており、法律の規律と重複する規定（要配慮個人情報の取得制限を条例で規定すること）は許容されません。」としている。

市においては、改正法で規定する要配慮個人情報のほか、例えばDV、虐待、LGBTなどに関する相談記録や懲戒処分の履歴等も保有しており、これらの情報を「条例要配慮個人情報」として条例で規定することも想定される。

しかし、改正法に基づく規律（個人情報ファイル簿に要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報を保有しているかどうかの記載をしなければならないこと）以外に、市による取得や目的外利用・外部提供を制限するような固有のルールを付加することは許容されない中、条例化の実利をどのように考えるか。

## 2 法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について（法第75条第5項関係）

### 【趣旨】

改正法による個人情報ファイル簿の作成・公表の義務付け（個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人以上の場合）の趣旨は、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようとするためである。

本市においては、個人情報を取り扱う業務ごとに、個人情報を取り扱う業務の名称、個人情報の利用目的、個人情報の記録項目等を記載した届出書の提出を業務開始時、廃止時又は個人情報の利用時に義務付け、提出された届出書（単票）を「個人情報目録」の形で一覧表形式にまとめて公表するほか、市役所1階の市政情報コーナーに配架している。

改正法においては、個人情報ファイルに関する事項を集約した個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けているが、本市における改正法対応としては、従来の業務単位の登録から個人情報ファイル単位の登録に見直すとともに、改正法により記載が求められている事項であって既存の本市個人情報目録には存在しない事項を追加で記載する必要がある。

その上で、改正法第75条第5項では、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」とするが、どのような個人情報の集合体を市が保有しているのかを明らかにし、本人による自己情報へのアクセス（開示等請求）を容易にするという立法趣旨に照らすと、その役割としては法定の個人情報ファイル簿で充足すると考えられ、法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記録した帳簿の作成・公表を条例で定める必要はないとしたいが、どう考えるか。

### 3 改正法が規定する開示決定等の期限の特例を条例で定める必要性について（法第108条関係）

#### 【趣旨】

開示請求等があった場合の処理期限について、現行条例では、開示請求については、「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に」決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは「開示請求があった日の翌日から起算して30日を限度」として処理期限を延長できるとしている。

また、訂正請求・利用停止請求については、「訂正（利用停止）請求があった日の翌日から起算して30日以内に」決定を行うものとし、やむを得ない理由があるときは「訂正（利用停止）請求があった日の翌日から起算して60日を限度」として処理期限を延長できるとしている。

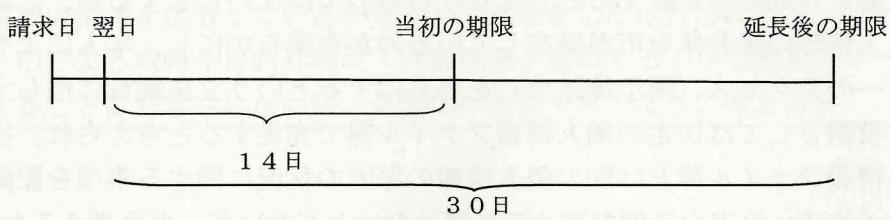
一方、改正法では、開示請求・訂正請求・利用停止請求とも「請求があつた日から30日以内に」決定をするものとし、正当な理由があるときは「（決定する期間を）30日以内に限り延長することができる」としている。

このため、改正法の施行後は、条例で決定期限の特例を定めない限り、開示決定等のうち開示決定については、現行より処理期限が延びることになり（下表参照）、情報公開条例における開示決定等の期限との均衡が図られないことになる。

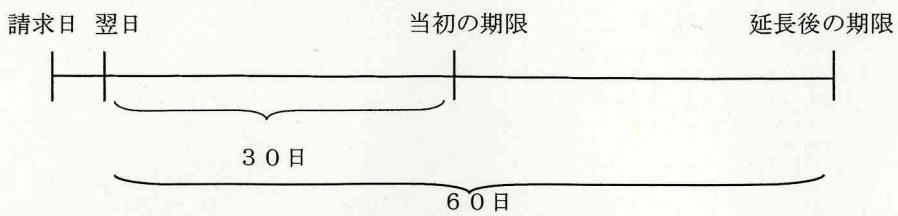
#### 開示決定等に係る期限

##### (1) 現行

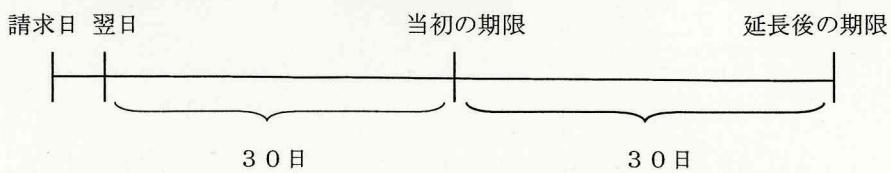
###### ア 開示請求（※ 情報公開制度における開示請求も同様）



###### イ 訂正請求・利用停止請求



##### (2) 改正法施行後（条例で処理期限の特例を定めない場合）



※ 訂正請求・利用停止請求は現行と変わらないものの、開示請求については、現行より処理期限が伸びることになる。

この点、①一般に、情報公開請求における開示請求の場合には開示対象公文書の量が膨大になるケースが生じ得るが、保有個人情報の開示請求では、そのような事態が生じることは少ないと想定される中で、情報公開条例における決定期限よりも長い決定期限とする妥当性があるか、②保有個人情報の開示決定の期限が現行よりも伸びることについて市民の理解が得られるか等を考慮すると、開示決定の期限を現行と同様とする旨を条例で定めることとしたいが、どう考えるか。また、訂正決定及び利用停止決定の期限は、現行と改正法施行後も変わらないため、条例で特例を定めないこととしたいが、どう考えるか。

#### 4 条例で定める開示手数料の額について（第89条第2項関係）

##### 【趣旨】

現行は、条例において、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に要する費用を無料としつつ、開示の場合において写しの交付をするときは、当該写しの作成及び送付に要する費用（文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの作成に要する費用を除く。）を開示請求者の負担としている。

改正法では、「開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」としていることから、開示請求に係る費用負担の仕組みを条例で定める必要がある。

この「実費」には、開示請求を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費等の開示の実施に必要な経費とが含まれるとされるが、現行の費用負担の考え方や情報公開制度・行政不服審査制度における写しの作成に要する費用（下記の参考情報参照）との均衡も考慮し、次のように条例等で定めたいが、どう考えるか。

区分	現行	見直し案
写しの作成に要する費用の性質	実費相当額として、諸収入（雑入）で収入	条例で定める手数料として収入
文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの作成	無料	現行を維持し、無料とする
上記以外の媒体に記録されている保有個人情報の写しの作成	① プリンターにより作成する場合 ア 単色刷り 片面1枚につき10円 イ 多色刷り 片面1枚につき20円 ② 電磁的記録媒体等により作成する場合 作成に要する費用の実費相当額	考え方は左記と同様とするが、①の額は条例に規定し、②の額は条例施行規則に規定することを想定する。

**【参考情報】**

1 情報公開制度における写しの作成に要する費用（情報公開条例施行規則別表）

プリンターにより作成する場合	(1) 単色刷り 片面1枚につき10円 (2) 多色刷り 片面1枚につき20円
電磁的記録媒体等により作成する場合	複製に要する費用の実費に相当する額

2 行政不服審査制度における写しの交付に要する費用（事務手数料条例）

行政不服審査法第38条第1項の規定による提出書類等の写し等（審理員に提出された、処分庁が行った聴聞の調書、証拠書類等）の交付	(1) 単色刷り 片面1枚につき10円 (2) 多色刷り 片面1枚につき20円
行政不服審査法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第1項の規定による主張書面等（行政不服審査会に提出された主張書面等）の写し等の交付	(1) 単色刷り 片面1枚につき10円 (2) 多色刷り 片面1枚につき20円



## 5 個人情報保護審議会への諮問事項について（法第129条関係）

### 【趣旨】

これまで、条例においては、要配慮個人情報（センシティブ情報）の保有、本人以外のものからの個人情報の収集、目的外利用・外部提供、電子計算組織の結合等については、個人情報保護審議会への諮問・答申を経て実施してきた。

しかし、改正法の施行後は、改正法が社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を国の人情報保護委員会が一元的に担う仕組となったところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問・答申により実施することは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであり、これまでのように類型的に審議会への諮問・答申を経ることを実施の要件とする条例を定めてはならないとされる。

このため、個人情報保護審議会への諮問を要する場面は少なくなると考えられるが、「条例で定めるところにより、（中略）個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」とされていることから、個人情報保護審議会の機能としての諮問事項をどのように考えるか。

なお、国からは、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、以下の場合が想定されるとしている。

- ① 定型的な案件の取扱いについて、専門的な知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに沿った「運用ルールの細則」を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ② 地方公共団体が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

こうした上で、上記の「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条（利用目的の明示）に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条（正確性の確保）に基づく正確性の確保の方策、法第66条第1項及び第2項（安全管理措置）に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号（本人同意を得て行う利用及び提供）に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合が想定されるとしている。

## 6 情報公開条例における開示情報及び非開示情報との整合を図るための条例の規定の必要性について（法第78条第2項関係）

### 【趣旨】

本市における情報公開は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）に基づき行われるものであるところ、①改正法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例（個人情報保護法施行条例（仮称））で定めるものは改正法が定める不開示情報から除外すること（不開示情報から除外することで、結果として開示すること）や、反対に、②情報公開条例の規定により非開示（不開示）とすることとされている情報のうち条例（個人情報保護法施行条例（仮称））で定めるものは改正法が定める不開示情報とすること（不開示情報に加えることで、結果として不開示とすること）を、情報公開制度との整合を図るために、条例で定めることが可能とされている。

これを踏まえ、改正法と武蔵村山市情報公開条例の非開示（不開示）情報の規定を比較すると下図のようになる。

改正法における不開示情報（概要）	武蔵村山市情報公開条例における非開示情報（概要）
(1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	個人に関する情報。ただし、次の情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分
(2) 開示請求者以外の個人に関する情報。 ただし、次の情報を除く。 ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ウ 公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分	
(3) 法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの
(4)は国の安全が害されるおそれがある情報等を、(5)は犯罪の予防、鎮圧等公共の安全と秩序維持に支障を及ぼす情報を定めたものであり、市町村の機関には一般的な適用	なし

がないため、省略	
(6) 地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報	地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報
(7) 地方公共団体の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	地方公共団体の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
なし	法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、公にすることができない情報（法令秘情報。情報公開条例第8条第1号）

武蔵村山市情報公開条例第8条第1号に定める法令秘情報については、改正法には規定がなく、法令秘情報の分だけ改正法の方が開示範囲が広くなっているが、開示請求者に係る保有個人情報について、開示請求者である本人にも開示することが法令で禁止されているような情報は想定し難いため、武蔵村山市情報公開条例との均衡上、条例（個人情報保護法施行条例（仮称））で定めることにより不開示情報とすること（上記②のケース）は必要ないしたいが、どう考えるか。



## 7 その他

上記諮問事項は、現時点で得られる情報から抽出したものであり、今後、国から追加で提供される情報に応じ、諮問事項を追加する場合がある。



